

事業者提案型育成室運営業務委託（白山地区）プロポーザル募集要項

1 募集目的

文京区では、喫緊の課題である育成室待機児童対策のため、文京区育成室運営条例等に定める育成室の開設を行ってきたところです。しかしながら、対象児童数の更なる増加等に伴い、新たな保育ニーズが生じる中で、待機児童解消のための緊急対策として、民間活力を活用した定員 20 人程度の小規模育成室の整備を進めることとしました。

本公募は、この方針に基づき、指定地域におけるテナント等の物件活用提案及び環境整備を含めた開設準備に加え、児童の健全な育成を図るため、質の高い保育サービスを効果的に提供できる事業者を公募するものです。

2 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 申込書類提出時点で、対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条第 1 項の入札参加除外措置を受けていないこと。

3 業務期間（想定）

内 装 整 備	令和 6 年 1 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
開 室 準 備	令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
事 業 運 営	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※事業運営については、履行状況が良好な場合は、令和 6 年度を初年度とする 3 年度を限度として、次年度へ継続することができます。

4 実施事業

本事業は、区の指定する整備地域において物件を提案し、必要に応じて区と協定書を締結した上で当該物件の不足する仕様の整備を実施し、当該物件において育成室運営を行う事業者を募集するものです。

なお、提案いただいた物件については、区が賃貸借契約を締結し、賃料を支払います。育成室の仕様整備については、関係法令に基づく施設基準を満たすとともに、本要項に

定める条件を満たすことが必要となります。

(1) 事業種別

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める放課後児童健全育成事業

(2) 開室年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(3) 定員（予定）

約 20 人

※ 待機児童の状況により定員増を行う場合があります。

(4) 保育日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで並びに 1 月 2 日及び同月 3 日）は除くものとします。

(5) 保育時間

ア 区立小学校開校日（平日） 下校時から午後 6 時 30 分まで

イ 区立小学校休業日（夏季・冬季・春季休業日の平日）

午前 8 時 15 分から午後 6 時 30 分まで

ウ イ以外の平日の区立小学校休業日 午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

エ 土曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(6) 育成室の環境整備

ア 不足する育成室の仕様整備については児童福祉法、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月文京区条例第 24 号）、その他関係法令を遵守すること。

イ 別紙 1 「育成室の基本仕様」におおむねのつとった設計とすること。

ウ 仕様整備に係る設計等について区と十分な協議を行うこと。

(7) 育成室の運営

「別紙 2 仕様書（案）」に従い、育成室を運営することとします。

なお、令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 3 月 3 1 日（日）までの期間は、円滑な運営に向けた開室準備を行うこととします。

※ 「別紙 2 仕様書（案）」については、本件の結果を踏まえた委託候補事業者と協議の上、決定します。

(8) その他留意事項

物品購入等に当たっては、可能な限り区内中小企業に発注するよう努めること。

5 整備に当たっての条件

- (1) 整備地域は、文京区白山二丁目 28 番 4 号（指ヶ谷小学校正門）からおおよそ 300m 以内の範囲とします。
- (2) 物件の広さは、以下の通りとします（共有部を除く。）。
20 坪～34 坪程度
- (3) 事業者選定後、育成室開設に当たり、区の実施する近隣説明等に協力すること。
- (4) 仕様整備の着手に当たっては、事前に整備スケジュール、整備内容等の説明を区に行い、円滑に実施すること。
- (5) 計画や環境整備に当たっては、全ての児童が安全に、かつ、安心して生活できるよう保育環境や感染症対策、安全対策等に配慮すること。
- (6) 計画や環境整備の実施に当たっては、次の事項について防音及び安全管理の観点から近隣へ特に配慮すること。
 - ア 防音対策
 - イ 敷地周辺の交通安全対策
 - ウ 工事車両の搬出入経路
 - エ 工事騒音や振動
- (7) 事務室内等、適切な場所に学校 1 1 0 番を設置すること。
- (8) 環境整備等に係る車両の通行に際しては、十分な安全対策を講じること。また、環境整備に当たっては、騒音、振動、悪臭及び粉じんの排出を最小限にとどめるよう、配慮すること。
- (9) バリアフリーに配慮した計画とすること。
- (10) 環境整備に当たり、必要な法令、条例その他関係規定の基準を満たすこと。

6 提案限度額

提案物件賃借料(坪単価/月)	<u>20 千円 (税込み)</u>
運営委託費	<u>24,562 千円 (非課税)</u>

運営委託費は、1 年度当たりの育成室の運営業務に係る直接的・間接的に必要であると見込まれる全ての経費を対象とします。ただし、光熱水費（電気料金、ガス料金及び水道料金）を除きます。

また、本要項の開室準備に係る経費については、提案限度額に含みません。

開室準備については、事業者の選定後、委託契約を結ぶ予定です。

仕様整備については、事業者の選定後、協定書を結ぶ予定です。

建物賃貸借に係る敷金・保証金、開設前家賃については、予算の範囲内において、別途区が負担します。

なお、提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

【見積金額について】

育成室の非常勤職員の配置人数については、入室児童20人（うち要配慮児1人）の入室を想定して見積金額を提案してください（児童指導補助の非常勤職員1人、要配慮児対応非常勤職員1人の追加を想定）。

契約に当たっては、入室児童数が確定後、必要な非常勤職員の配置人数を協議の上、決定します。人件費については、見積書（別記様式第10-2号）により提示された非常勤職員1人当たりの見積金額を基に算定します。

※ 育成室事業における令和6年2月1日から令和6年3月31日までの開室準備（本要項「19 開室準備」参照）に係る経費については、提案限度額には含みません。

【契約金額について】

令和6年度の契約金額については、見積書（別記様式第10-2号）の見積金額を基に、業務の範囲や運営の基準等の変更を考慮して、区と受託者の協議により決定しますが、業務の範囲や運営の基準に変更がない場合、見積書の見積金額を契約金額とします。

〔留意事項〕

提案限度額を超えた見積金額の提案は、無効とします。

7 内装整備費

事業者の選定後、内装整備事業に関する協定書を結ぶ予定です。内装整備に伴う費用は、令和5年度以降において適用される国、東京都の育成室整備に関する補助制度に沿って負担いたします。現状での負担限度額は、以下のとおりです。

内装整備費	<u>21,000</u> 千円
学校110番設置費	<u>300</u> 千円

内装整備費は、実施設計費、内装設備整備費（電気設備、給排水設備、衛生設備、換気設備及び機械設備等の整備に係る費用を含む。）及び初度調弁費（事務用品や玩具等の消耗品等を除く。）を対象とします。

内装整備費用が負担限度額を超える部分は事業者の負担となります。

8 スケジュール

	事 項	日 程
1	募集要項の公表	令和5年10月16日（月）

2	質問受付期間	令和5年10月16日(月)から 令和5年10月23日(月)午後5時まで
3	質問回答日(中間回答日)	令和5年10月19日(木)午後5時予定
4	参加希望書提出締切	令和5年10月20日(金)午後5時まで
5	質問回答(最終回答日)	令和5年10月25日(水)午後5時予定
6	提出書類受付期間	令和5年10月26日(木)から 令和5年10月31日(火)午後5時まで
7	第一次審査	令和5年11月上旬(予定)
8	第一次審査結果通知発送 (全参加事業者)	令和5年11月中旬(予定)
9	第二次審査 (プレゼンテーション及び質疑応答)	令和5年11月下旬(予定)
10	最終結果通知発送 (第二次審査全参加事業者)	令和5年12月中旬(予定)
11	内装整備期間	令和6年1月4日(木)から 令和6年3月31日(日)まで
12	開室準備期間	令和6年2月1日(木)から 令和6年3月31日(日)まで
13	令和6年度委託契約締結	令和6年4月1日(月)

9 区と受託者の責任分担

区の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は区、受託者の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は受託者、区と受託者双方の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は区と受託者の協議により決定することを基本とします。

区と受託者双方の責めに帰すことのできない事由による責任又は費用負担は、次表のとおり分担するものとします。次表にない事象又は内容が生じた場合は、責任又は費用負担について、区と受託者が協議の上、決定します。

種類	内容	負担者	
		区	受託者

物価変動	物価変動による費用の増加		○
金利変動	金利変動による費用の増加		○
法令の変更 (税法の変更を除く。)	従業員の最低賃金の引上げ等		○
税法の変更	消費税率の変更による費用の増加	○	
	上記以外による費用の増加 (例：法人税率、事業所税率の変更)		○
区が貸与する物品 の損傷等物品の取 扱い	仕様書（案）及び添付書類のとおり		
施設の原状回復	業務委託期間の終了又は委託の取消しに よる施設の原状回復に係る費用		○

10 質問の受付

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

なお、委託候補事業者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は、受け付けません（参加申込方法に関する質問を除く。）。

また、受付期間を過ぎた後は、一切質問を受け付けません。

受付期間	令和5年10月16日（月）から令和5年10月23日（月）午後5時まで
提出方法	<p>質問書（別記様式第2号）に記入の上、電子メールにより送信してください。</p> <p>なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。</p> <p>【電子メールアドレス】b702000●city.bunkyo.lg.jp ※●を@に変換し、ご使用ください。</p> <p>【件名】事業者提案型育成室運営業務委託（白山地区）プロポーザル質問（○○○事業者名）</p>
回答方法	<p>①[令和5年10月18日（水）午後5時までに受付した質問] 令和5年10月19日（木）に、区ホームページに回答を掲載します。</p> <p>②[上記以降の受付期間内に受付した質問] 「プロポーザル参加希望書」（別記様式第1号）の提出者全員に、令和5年10月25日（水）午後5時（予定）までに同じ内容を電子</p>

	<p>メールにより回答します。</p> <p>なお、上記①の受付期間までに提出された質問のうち未回答の質問についても、併せて回答します。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------

11 参加希望書及び直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）の提出

本プロポーザル選定への参加を希望する事業者は、次のとおり「プロポーザル参加希望書」及び「直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）」を提出してください。

なお、上記書類の提出を本プロポーザル選定への参加要件とするとともに、1法人が複数のプロポーザル選定に同時に提出することができます。

<p>参加希望書 及び直近3 事業年度の 決算報告書 の提出方法</p>	<p>「プロポーザル参加希望書」（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、直近3事業年度の決算報告書と併せて電子メールにより、<u>令和5年10月20日（金）午後5時（必着）までに送信してください。</u></p> <p>なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。</p> <p>【電子メールアドレス】 b702000●city.bunkyo.lg.jp ※●を@に変換し、ご使用ください。</p> <p>【件名】 事業者提案型育成室運営業務委託（白山地区）プロポーザル選定参加希望書提出（○○○事業者名）</p>
------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

12 参加方法

次の書類を作成し、受付期間内に提出してください。

（1）提出書類

NO.	内 容	様式番号	備 考
1	提出書類一覧表	別記様式第3号	
2	参加申込書	別記様式第4号	
3	物件提案書(整備予定含む)	別記様式第5号	
4	企画提案書	別記様式第6号	

5	人員配置計画書	別記様式第7号	
6	勤務予定表	別記様式第8号	
7	業務実績	別記様式第9号	事業のパンフレット等も含む。
8	見積書	別記様式第10号	
9	見積書内訳	指定様式なし	
10	法人概要・事業経歴		
11	法人代表者の履歴書		
12	辞退届	別記様式第11号	辞退する場合のみ提出

(2) 提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製してください。

ア 提出部数等 8部（正本1部・副本2部・選定用ファイル5部）

イ 調製方法

(ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。正本に添付する書類は、原本としてください。

(イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。副本に添付する書類は、正本の写しとしてください。

(ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入してください。

なお、添付する書類は、上記(1) No. 3～7の正本の写しとしてください。

ただし、添付する書類は、事業者名が分からないようにしてください。また、パンフレット等事業者名の記載された書類は、当該部分を黒で塗抹してください。

(エ) 用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則として、A4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものでも可とします。

(オ) 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付してください。

(カ) 提出書類一式を上記(1)表の順番にフラットファイル等につづり、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてください。

(キ) そのほか、別紙3「企画提案書等作成要領」をご確認ください。

(3) 提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については、以下のとおり行います。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

受付期間	令和5年10月26日（木）から 令和5年10月31日（火）まで
受付時間	午前9時から午後5時まで
提出方法	持参
提出先	文京区春日一丁目16番21号文京シビックセンター20階 文京区教育委員会教育推進部児童青少年課施設整備担当
留意事項	ア 令和5年10月31日（火）午後5時を過ぎてなされた申込みは、理由のいかんを問わず、無効とします。 イ 提出書類に重大な不備があった場合は、申込みを無効とする場合があります。 ウ 提出期限後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。 エ <u>書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を併せて提出してください。</u> オ 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とします。 カ 提出された書類等は、一切返却しません。 キ 提出された書類等は、無断で事業者の選定以外の目的のために使用することはありません。 ク 1法人が複数の申込みをすることはできません。 ケ 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（別記様式第11号）を令和5年11月6日（月）午後5時までに提出してください。

13 選定方法

選定は、プロポーザル方式により行い、選定委員会によって次のとおり審査します。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に、書類審査により委託候補事業者を上位3者程度選定します。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者が、企画提案書等に基づき1者当たり20分以内でプレゼンテーションを行います。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行います。プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこととします。(パワーポイントの仕様も可能、機器については事前に申告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備します。パソコンについては事業者側で準備することとします。)

なお、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒(長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの)を提出してください。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を交渉順位第2位として選定します。ただし、区の設定した基準点を下回った委託候補事業者は、順位にかかわらず選定しません。

14 結果通知及び公表

(1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知します。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知します。

(2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知します。

(3) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表します。

なお、審査結果に係る問合せには応じません。

【公表する項目】

ア 件名

イ 業務概要

ウ 選定した日

エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

オ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

カ 選定結果(参加者名は、番号等に置き換えます。)

15 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例(平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条第3号に該当する事業者の不利益情報を除き、公開します。

なお、公開の可否は、区が判断します。

16 提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

17 無効・失格

- (1) 提出された企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とします。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、無効とします。
- (4) 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とします。
- (5) (1) 及び (3) に該当する場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがあります。

18 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定します。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合、契約交渉順位第1位の委託候補事業者が契約締結までの間に上記「2 参加資格」を有しなくなり、失格となった場合又は文京区の指名停止処分に該当することとなった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととします。

19 開室準備

本開室準備（環境整備を除く。）に当たっては、事業者の選定後、別途委託契約を結ぶ予定です。また、本開室準備（環境整備を除く。）に係る経費については、「6 提案限度額」で示した運営委託費の上限額には含みません。

(1) 期間

令和6年2月1日（木）から令和6年3月31日（日）まで

(2) 概要

以下を基本とし、業務の円滑な遂行のための開室準備を行うこと。

職名	配置日数	1日当たりの勤務時間
----	------	------------

主任放課後児童支援員 (1室当たり1人以上) ※仕様書(案)10(2)「主任放課後指導支援員」参照	月10日以上	午前10時から午後6時45分まで (基本)
放課後児童支援員 (1室当たり1人以上)	月10日以上	午前10時から午後6時45分まで (基本)
要配慮児対応非常勤職員 (1室当たり1人以上)	月10日以上	午後1時30分から午後6時45分まで (基本)
※ 上記以外の非常勤職員等については、適宜4月以降の運営準備に当たること。 ※ 上記勤務時間を基本とし、行事等により変更する場合がある。		

【留意事項】

開室準備に配置する職員は、令和6年4月1日以降においても引き続き勤務する職員とすること。

【開室準備期間中の主な業務内容】

- ア 文京区育成室の保育内容に係る引継ぎ
- イ 文京区育成室の入退室事務に係る引継ぎ
- ウ 区が加入している補償内容以上の賠償責任保険への加入
(補償内容については、下記「20 賠償責任保険の加入」参照)
- エ 区が実施する行事等への参加及び引継ぎに必要な施設・機関等への訪問
- オ 令和6年4月1日から事務室内のパソコン、プリンター、インターネット、メール、コピー機及びFAXが使用できる環境整備(機器設置及び配線整備を含む。)
- カ 消耗品の購入等
- キ その他育成室の運営に係る必要な業務の引継ぎ

20 賠償責任保険の加入

受託者は、次に掲げる補償内容以上の賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金支払によって損害賠償責任に対応するものとします。

なお、当該保険への加入に当たっては、受託者を記名被保険者、区を追加被保険者、利用者等を保険金請求権者として受託者が費用負担の上、加入手続を行うものとします。

【保険金額(保険金支払限度額)】

身体障害事故	1人につき1億円 1事故につき10億円
財物損壊事故	1事故につき2,000万円

21 第三者への業務の委託

受託者は、業務の全てを第三者に委託することはできませんが、事前に区の承認を得た上で、清掃業務など業務の一部を第三者に委託することができます。委託については、その業務の範囲と委託先を事前に区に協議してください。

なお、委託に当たっては、できる限り区内中小企業の活用に努めてください。

22 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となります。受託者及び受託者から本施設の業務の委託を受けた者は、当該業務において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じてください。

23 著作物の取扱い

受託者が委託料により作成した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとします。

24 その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。

25 事業担当

文京区教育委員会教育推進部児童青少年課児童係、施設整備担当

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター20階北側

TEL 03（5803）1188

FAX 03（5803）1368

E-Mail b702000●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換し、ご使用ください。